

(別紙 3)

第 3 回「環境と調和のとれた作物生産の確保に関する懇談会」議事概要

1. 日 時：平成 17 年 3 月 23 日(水) 14:00～15:30

2. 場 所：日本郵政公社共用会議室 G・H

3. 出席者：

【懇談会委員】松本委員(座長)、熊谷(松田)委員、長野間委員、壽原委員、牧野委員、
松岡委員、村田委員、森委員

【事務局】染大臣官房審議官、小栗農産振興課長、天野環境保全型農業対策室長 他

4. 議 題：(1) 環境と調和のとれた農業生産活動規範(案)について
(2) その他

5. 概 要：

【農業環境規範(案)に対する意見・情報の募集結果及び考え方について】

- 農業環境規範を実践する農業者に各種支援策を講じていく方策について、「平成 17 年度より可能なものから具体化」とはどういう意味か。要件化しないものがあるということか。
- 平成 17 年度より順次可能なものから具体化し、その後順次対象を拡大していくということである。
- 今回の意見・情報の募集結果については、美しい誤解がある。規範という言葉があるものだから、相当大変なことをやらなくてはいけないもののように受け止められ、それを満たすことが要件だと誤解している。規範は、法令の遵守や地域の施肥基準に沿った施肥を行うこと等の最低限実施すべきものであるから、全員が守るべきであるべきで、国のすべての支援策を対象とすべきである。法に触れるような人を支援するのはおかしい。当たり前のことを求めているだけであり、可能なものからではおかしい。
- 色々な補助事業があり、受益農業者が特定できないため、規範の実践を事業に関連付けることが技術的に難しいものもある。また、事業に関連付けていくには準備も必要なので、順次具体化していくこととしている。中にはできないものもあるが、基本的には全ての事業で実施するよう関係者と相談していく。
- できないものとは何か。
- 例えば、地域における環境保全型農業推進協議会の運営等に対し補助するような場合、規範を実践していただくべき農家がはっきりしない。共同利用施設を設置するような場合

は、これを利用することで受益する農家が特定できるので、やっていく。事業ごとに相談してやっていくこととしているもの。

- 環境保全型農業をやっているようなレベルの高い話ではなく、マイナスの環境影響が生じているようなケースは支援の対象とすべきでないということを申し上げているのだ。例えば、家畜ふん尿を垂れ流しているような畜産農家が数軒あって、その下流域で問題が生じていたり、法に違反しているような場合には補助金を出すのはやめたらいいと思う。ある意味、全ての事業で可能なのではないか。
- 受益者が特定できるものには関連付けるという考え方である。受益者が不特定多数の場合は難しい。また、複数の事業で規範の実践が必要となる場合は、受益者が一番多い事業で実施すれば、多くの農業者が規範を実践することになるという考え方もある。どの事業で実施することが適当であるか検討することが必要。規範の関連付けをやりたくないものはやらなくてよい、という整理をしているわけではない。
- 農業環境規範（案）に対する意見・情報は意外に少なかったと思う。国民的関心は小さかったということか。
- 都道府県や全国農協中央会等の関係者に対しては事前に意見を求めていたこと、また、募集期間が1週間と短かったことも関係していると思う。今後、事業に関連付けていく中で色々なご意見があると思うが、平成17年度の実施状況をみながら改善していくこととしたい。
- 研究機関にいる者として、「物質循環」は非常に重要な視点であると思う。心して対応することが必要である。農業環境規範は最低限取り組むべきことではあるが、農業者によっては、たい肥を過剰に施用する場合や、土壌の養分バランスが崩れている場合もある。たい肥の適正施用等について農業者に説明する際には、そういうことが地下水や閉鎖性水域の水質汚濁にいかに関与しているか、具体的にデータを示しながら説明することが必要である。また、研究機関としては、そのようなデータを蓄積し、示していくことが必要であると思う。
- 農業排水の適正管理を必須項目とすべきとの意見に対し、「都道府県等が地域の特徴を踏まえて点検シートを作成することを推奨する」と回答していることについては、どういう意味か。この意見は入れるべきではないのか。
- 農業排水の適正管理については、湖沼周辺の水田地帯では重要であると認識しているが、規範においては、あらゆる農業生産に共通する項目をピックアップし、それを整理している。農業排水の適正管理については、それに関心が高い地域においては、規範の点検シートの中に盛り込むことを推奨している。
- 希少野生動植物の保護などの生態系の保全については、非常に重要な観点であると思うので、規範の中でわかりやすく表現してほしい。

- 今後、農業者向けに作成する参考資料（手引書）の中で、望ましい取組として記載していくこととしたい。

【環境と調和のとれた農業生産活動規範の策定に当たって（案）について】

- この文章は、農業環境規範公表に当たっての前文ということで、憲法の前文のようなものか。それとも手引書の前文なのか。マーケティングにおいては、「TPC」、すなわち「ターゲット・ポジショニング・コンセプト」という考え方がある。この文章は、どういう形で出すのか。ターゲットは農業者なのか、国民なのか。ターゲットは分けて書いた方がよい。また、文章にメッセージ性がないと思う。もっとメッセージ性を強めたものにすべき。
また、「田んぼの生き物調査」シンポジウムのパンフレットでは、冬季湛水水田を「ふゆみずたんぼ（冬季湛水水田）」と称しており、消費者にもわかりやすい表現となっている。表現を工夫すべき。
- 農業環境規範は、農水省が策定・公表し、推進する立場である。まずは、本懇談会として、農水省にご提言いただきたい。そして、農業環境規範を農業者に説明する際に、これに留意して、説明に加えていきたい。
- 農業者の皆さんへとか、国民の皆さんへというように分けて書いてはどうか。手引きの前文であれば、農家に配布するものではないか。どういう使い方をするのか、ポジションがわからない。
- この文章は本懇談会の考えを集約するものであると考えると、二点意見がある。一点目は、文章全般に関する意見であるが、規範という言葉をもっとかみ砕いて説明するべきであると思う。文章中に、農業環境規範は「環境と調和のとれた作物生産を確保するための重要な原則」とあるとの記述があり、わかりやすくなっていると思う。また、国民に対して農業の果たしている役割を説明している記述があるが、この辺りがまだ整理ができていないような気がする。
二点目は、□囲みの中に、農業環境規範は「現在までに多くの農業者が、関係者が実行し、又はその必要性を認識しているもの」とあるとの記述があるが、この「もの」は、農業者が当たり前に行ってきた「活動」のことである。このため、「もの」ではなく、「活動」や「諸活動」とした方が、農業者にとっては日頃行ってきた活動であるとの意味が明確になると思う。
- 本資料は農業者へのメッセージとして作成するものであるが、ご指摘のとおり、多様な内容を盛り込み過ぎたものとなっている。委員の方々からいただいた意見をもとに整理したいと思うので、ご指摘をお願いしたい。
- 文章中に、「農地面積が小さい上、火山灰土壌が広く分布し、夏が高温で降雨が多いために病害虫・雑草の発生が多い条件の下で」との記述があるが、農地面積が小さく、火山灰土壌が広く分布していることが病害虫・雑草の発生の原因となっているように読めるので、「農地面積が小さく、火山灰土壌が広く分布するとともに、」という表現に変えてはどうか。

- 火山灰土壌が広く分布するということが、どのような環境への影響があるのかということの具体的提示がないので、「火山灰土壌が広く分布し、土壌浸食が起こりやすい」という文言も入れて、整理してほしい。
- ご指摘を踏まえて修正する。
- 「策定に当たって」というタイトルはおかしいのではないかと。策定者は本懇談会ではなく、農水省である。この文書は本懇談会の考えを整理したものである。
また、「肥料成分の地下水や河川への流出」という記述について、農薬を外しているのはなぜか。
- タイトルについては、趣旨が伝わるように変更する。また、農薬については、現在、厳格な品質管理及び安全性の審査が行われており、農薬による汚染実態が顕在化していないので、敢えて提示していない。今現在、確実に起こっていることについて記述したもの。
- 農業者の立場でこの文章を読んでいたが、消費者の立場なら読まないかもしれないと思った。先日、水田環境鑑定士の講習会において痛感したことは、生態系の破壊というのは重要な視点であるということ。農業者にとっては理解できても、消費者にとっては「だから何なのか」と感じると思う。両方の世界が相反するわけではないが、共通項がない。消費者と農業者、同じ人間として、地球人として、実施すべきことを書いた方がよいのではないかと。
- 文面はともかく、中身については、色々なことを盛り込もうとしたいことが明確になっていない。もっと単純にしてはどうか。農薬についても、農薬による汚染実態が顕在化していないということであれば、何もやなくてよいことになってしまう。立派にやっているなら、規範を作るは必要ないと思う。全般的におかしいと思うので、修正すべき。
- ご指摘のように、文言が役人調になっているところがある。農業のマイナス面の影響の記述ばかりではなくプラス面の影響も入れようとして、どっちつかずの感もある。対象を分ける、区切りを入れる等、文章の構成自体を工夫したり、文言の使い方を変える等の工夫をしたい。ぜひご指摘をいただきたい。
- 手引書につけるなら、農業者向けのものであり、そう決めればすっきりする。適切な農業生産を行うことによって二次的自然環境を形成する等のプラスの面があるということを前段できちんと記述すればよいと思う。一方、農薬でも化学肥料でも施用しすぎることや、家畜排せつ物の発生、エネルギー利用等についても、問題なしとしないということを素直に記述すればよいと思う。国民の役割について国民や消費者に説教する必要はなく、例えば、上流部の農業者が適切な農業生産活動を行えば、下流部や都市部の住民の共感を得るのだということを記述すればよいと思う。農業者の取組がいかに意義のあるものであるかということの本懇談会でまとめるのであって、素直に記述すればよいと思う。
- 手引きやパンフレットにおいて活用するとのことであれば、ターゲットやポジショニングを決めることで、文面が決まってくると思う。新聞のコラムに書いてもらえるのか。

- 手引書に記載すると同時に、どこかで公表するものだと思っており、どこかで誰かの目に触れるものである。場合によっては商業新聞のコラムにも載るのではないか。意見・情報の募集において、「消費者へPRを行い、環境に配慮した農産物を積極的に購入する」といった国民運動的な取組も必要ではないか」との意見もある。これは、規範の趣旨説明だけで対応できるものではなく、具体的には農水省の施策全体で対応していくような問題提起を取り込んでいるわけである。それに対しては、何らかの繋がりというものがこの中にあってしかるべきだと思う。このため、2ページ目の「国民の役割」の段落については、まだあまり整理されていないが、必要であると思う。
- 今言われたことは大変重要なことだと思う。日本は、耕地面積が少なく効率的な農業生産を行うのに必ずしも条件のよい国ではないが、その中で一生懸命やっているということ。我々が技術開発する際には、すべて生態系に配慮した農業生産だけを考えているわけではなく、ある部分では能率性を求めて生き物を壊してしまう場合もある。それと同時に能率を犠牲にしてもここでは生き物を守るというような様々な技術の組み合わせの中で、日本の生態系を守りつつ、できるだけ日本の農業を持続的に生産性を上げつつやっていく、と考えている。その中で農業者も当然技術の使い分けを考えて農業生産を行う、ということをも日本国民に対してアピールしていきたい。
- 消費者のポジションはいらないのではないかと。消費者は手引書は読まないが、目にすることはある。農水省はこういうことを農業者に対して発信しているということを消費者が知ることによって、農林行政の信頼が高まると思う。直接消費者が読むから、直接消費者に対して説教するような文章にする必要はない。この文章は、農業者に対して、趣旨を素直に記述すればよいと思う。
- 新たな基本計画においても、環境保全を重視した農業生産を推進して行くこととなり、その一環としてこの規範作りもあるという位置付けだと思う。消費者向けには、この位置付けを説明するとともに、日常的な消費行動を通じて、あるいは生産者との交流を通じて、農業環境規範に取り組む農業者やその取組を支持していただきたいと記述した方が、すっきりするのではないかと。
- この文書の本来の趣旨は、農業者へのメッセージとして作成したものである。これまでの懇談会でご意見をいただいたことを盛り込んでみたが、原則に戻って記述することにした。消費者へのメッセージについては、農業者向けの手引書の中で消費者にもわかりやすく記述することとする。手引書は農水省のホームページ等に掲載することとする。この文章については再整理し、個別に先生方にご相談・ご説明させていただきつつ、作成することとしたい。
- 持ち回り起草委員会ということか。
- ただ今のご意見等をどのように文面に反映するかについては、必要に応じて委員に確認するが、基本的には座長にご一任いただくこととしたい。本懇談会の委員の皆さまには、3回にわたり貴重なお時間を割いていただき、ご意見をいただいた。農水省は、これを活

かして、農業環境規範の趣旨やねらいが十分発揮されるよう努力していただきたい。

- 以上 -